

加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金 Q&A

【目次】

I 事業の概要	2
II 対象者	2
III 対象事業	3
IV 補助手続き	6
V 財産処分・補助金の返還等	9
VI その他	10

I 事業の概要

Q1 加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業の目的は何か。

A1 自家消費する再生可能エネルギーの普及を促進するため、太陽光発電設備の導入経費に対して補助を実施し、地域の温室効果ガス排出量の削減を図るのが目的です。

Q2 予算額はいくらか。また、予算額に達した場合は、申請期限前に補助を終了するのか。

A2 総額は1億1,280万円。内訳は住宅用5,880万円、事業用5,400万円です。予算額に達し次第、申請期限前であっても補助を終了します。

Q3 補助の上限はあるのか。

A3 住宅用は最大3kW(最大42万円)まで、事業用は最大100kW(最大600万円)までです。

Q4 補助の終了は、住宅用・事業用ごととするのか。

A4 お見込みのとおりです。

Q5 来年度は実施するのか。

A5 現時点では未定です。

II 対象者

Q1 住宅用について、住民票は加古川市にあるが、他市に住んでいる。対象者となるか。

A1 対象外です。住民登録地及び居住する住居が加古川市内である方を対象としています。

Q2 住宅用について、住民票は加古川市にあるが、市内の自宅には家族のみ住んでおり、自分は単身で他市に住んでいる。対象者となるか。

A2 加古川市内に居住する家族が申請してください。

Q3 住民票は加古川市尾上町にあるが、加古川町に住んでいる。加古川町の住宅に設置しても、対象者となるか。

A3 対象です。ただし、加古川町に住んでいることを証する書類(加古川町に届いた郵便物等)が必要です。

Q4 これから加古川市に転入(加古川市内で事業を開始)する場合は、対象者となるか。

A4 住宅用については、申請時点で加古川市に転入しており、太陽光発電設備を導入する住宅に2か月以上居住している方が対象です。また、事業用については、実績報告時に市内で事業を営む予定であることがわかる書類を提出する必要があります。

Q5 不動産賃貸のオーナーが設置する場合、対象者となるか。

A5 対象です。「事業用」として申請してください。

Q6 市内の店舗兼住宅に居住しているが、対象者となるか。

A6 対象です。店舗兼用住宅(建物内で行き来ができる)又は店舗併用住宅(建物内で行き来ができない)とも「事業用」に該当します。ただし、電力契約が住宅部と店舗部で分かれており、それぞれ別に太陽光発電設備を設置する場合は、どちらも補助対象(住宅部:住宅用、店舗部:事業用)となります。

また、事業を廃止し、店舗兼住宅を居住用のみとして使用している場合は、「住宅用」に該当します。

Q7 太陽光発電設備を設置する場所の土地所有者ではありませんが、対象者となるか。

A7 借地の場合でも対象です。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定される耐用年数期間内は、太陽光発電設備を設置することの承諾を土地所有者から得てください。

Ⅲ 対象事業

Q1 太陽光発電設備の設置場所について、「市内の敷地」とは、どのような場所を想定しているか。

A1 住宅、事業所、店舗、工場、倉庫、農地、畜舎、カーポート等を想定しています。

Q2 譲り受けた設備や中古品等の設置も補助の対象となるか。

A2 対象外です。未使用かつ購入品が対象です。

Q3 リース契約やPPA(電力購入契約)は補助の対象となるか。

A3 対象外です。購入品が対象です。

Q4 他の国や県その他の団体の補助金等との併用は可能か。

A4 同一の交付対象設備に対して、併用することはできません。

Q5 メーカーや機種に制限はあるのか。

A5 各種法令等に遵守した設備であること。また、商用化され、導入実績がある設備であれば、メーカーや機種は問いません。

Q6 FIT制度(固定価格買取制度)、FIP(Feed-in Premium)制度を活用する場合、補助の対象となるか。

A6 対象外です。FIT・FIP制度を用いず個別に小売電気事業者と相対契約を締結する場合は対象です。契約可能な小売電気事業者については、環境省近畿地方環境事務所ホームページ(ホーム> 地域脱炭素> 近畿管内で非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業者について)をご覧くださいと便利です。

Q7 発電した電力を自己託送(接続供給)する場合、補助対象となるか。

A7 対象外です。発電した電力を敷地外で利用する場合は、自営線を用いる必要があります。

Q8 太陽光モジュールの買替・増設は対象か。

A8 従前設備を全て撤去して対象設備を設置する買替は対象外です。ただし、増設は対象となりますが、パワーコンディショナーも同時に買替を行ってください。太陽光モジュールやパワーコンディショナーの

みの買替・増設は、対象外です。

Q9 中古住宅や、新築戸建建売住宅等にすでに太陽光発電設備が設置されていますが、補助対象となるか。

A9 対象外です。ただし、中古住宅や、新築戸建建売住宅等の購入後、新たに設置するものや、増設するものについては対象となりますが、条件がございます。詳細は、「Q8 太陽光モジュールの買替・増設は対象か。」をご参照ください。

Q10 申請時点でまだ完成していない新築住宅への太陽光発電設備導入は補助対象となるか。

A10 補助対象外です。太陽光発電設備を導入する住宅に、申請時点で、申請者が2か月以上居住していることも必要な条件となっております。2か月以上居住していることについては、電気使用量の実績が確認できる書類等で確認します。

Q11 自家消費率の要件は何か。

A11 本補助金により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力は、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上(住宅用)又は50%以上(事業用)を自家消費する必要があります。交付申請の際、発電電力消費計画書に記入いただき、その参考資料として年間発電見込量及び発電される電力の年間自家消費電力見込量が分かる資料の提出が必要です。

Q12 年間発電見込量及び発電される電力の年間自家消費電力見込量が分かる資料とは何か。

A12 施工事業者による年間発電見込量のシミュレーション資料等と、発電される電力の年間自家消費電力見込量のシミュレーション資料等です。なお、発電される電力の年間自家消費電力見込量のシミュレーション資料等については、その根拠となる過去1年程度の電気使用量がわかる書類の提出も必要です。

Q13 自家消費率はどのように計算するのか。

A13 「発電される電力の自家消費電力見込量(年間)」÷「発電見込量(年間)」×100＝自家消費率(小数点以下切捨て)

Q14 増設の場合、自家消費率の計算はどのように計算するのか。

A14 既存設備と別系統に接続した場合は、「増設設備での発電量」の30%以上(住宅用)又は50%以上(事業用)を自家消費する必要があります。なお、別系統とは、送電事業者の送電線から自敷地への引き込み線が別であり、電気メーターも別である前提です。

既存設備と同一系統に接続した場合は、「既存設備での発電量＋増設設備での発電量」の30%以上(住宅用)又は50%以上(事業用)を自家消費する必要があります。

Q15 市外の工事事業者に設置してもらった場合も対象か。

A15 対象です。工事事業者については、市外か市内であるかは問いません。

Q16 店独自のクーポン等で2万円値引きしてもらったが値引後が対象か。

A16 実際に支払った額(税抜き)が補助対象経費となるため、クーポンや交渉により値引きがあった場

合、値引後が補助対象経費となります。

Q17 クレジットカード、モバイル決済等の利用により付与されたポイントによって、実際に支払う額が減額された場合やクレジットカード、モバイル決済等に伴いポイントが付与されている場合は、補助対象経費に影響はあるか。

A17 付与されたポイントの使用により、実際に支払う額が減額された場合、ポイント使用分は補助対象経費から除外する必要があります。また、対象設備の購入に伴い付与されたポイント分についても、補助対象経費から控除します。

【例】

100万円の設備を購入し、ポイント1万 pt(1pt=1円)が付与された→補助対象経費は99万円

Q18 交付申請書及び実績報告書に記入する補助対象経費について、見積書や契約書等に記載されている付帯工事費及び雑役務費が補助事業以外の費用に合算されており、内訳が分からないのだが、必ず設備費、付帯工事費及び雑役務費の合算を記入しなければならないのか。

A18 「最大出力に補助単価(住宅用:14万、事業用:6万)を乗じた額」と「設備費」を比較し、「設備費」の方が高い場合は、「設備費」のみの額を補助対象経費として、交付申請書及び実績報告書に記入しても問題ありません。ただし、「最大出力に補助単価を乗じた額」の方が高い場合は、本事業にかかる付帯工事費及び雑役務費の内訳が分かる見積書や契約書等の作成を依頼し、設備費、付帯工事費及び雑役務費の合算を申請書及び実績報告書に記載してください。

Q19 補助金の算定基礎となる「最大出力」とは、何の値か。

A19 太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの出力の小さい方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値です。

【例】

太陽光モジュール 4.0kW、パワーコンディショナー 3.5 kW の場合

出力の小さいパワーコンディショナー 3.5 kW の値に小数点以下を切り捨てた「3.0kW」が最大出力の値となります。

Q20 交付決定日以後、事業に着手できるとのことだが、「事業の着手」とは、どの時点のことか。

A20 契約の締結日又は工事等着工日のいずれか早い方です。交付決定日前の事業の着手については、補助対象外となります。

Q21 複数の事業所に対象設備を設置するのだが、補助金を複数回申請することは可能か。

A21 補助の回数は、1補助対象者の所有する敷地ごとに1回限りとなります。同じ敷地での複数回の申請は不可です。

例1) 令和7年度に本補助金を活用し、事業所Aに補助対象設備を導入。令和8年度に本補助金を活用し、事業所Bに補助対象設備の導入を検討。⇒申請可

例2) 令和7年度に本補助金を活用し、事業所Aに補助対象設備を導入。令和8年度に本補助金を活用し、事業所Aに補助対象設備の導入を検討。⇒申請不可

Q22 補助対象外の経費も含まれる見積書において、合計金額に対して値引きがされている場合、ど

のように補助対象経費を計算すればよいのか。

A22 以下の按分計算の方法に基づき計算してください。

【例】

	品名	数量	単価(税抜)	金額(税抜)	備考
①	太陽光パネル	10 枚	250,000 円	2,500,000 円	補助対象
②	パワーコンディショナー	1式	500,000 円	500,000 円	補助対象
③	パネル取り付け費	1式	300,000 円	300,000 円	補助対象
④	パワーコンディショナー 設置費	1式	100,000 円	100,000 円	補助対象
⑤	蓄電池 5.5kWh	1式	1,650,000 円	1,650,000 円	補助対象外
⑥	蓄電池設置費	1式	100,000 円	100,000 円	補助対象外
⑦	小計			5,150,000 円	
⑧	値引き			△2,000,000 円	
⑨	合計			3,150,000 円	

按分計算の方法

【補助対象に対する割引額】

$(①\sim④\div⑦)\times⑧$ ＝補助対象に対する割引額

$(3,400,000\div5,150,000)\times2,000,000=1,320,388$ 円(小数点以下切り捨て)

補助対象経費: $3,400,000-1,320,388=\underline{2,079,612}$ 円

Q23 パワーコンディショナーと蓄電池が一体型となっている場合は、パワーコンディショナー一式として補助対象となるのか。

A23 補助対象は、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの設備費及び設置費としており、蓄電池の設備費や設置費は補助対象外としておりますが、パワーコンディショナーと蓄電池が一体型となっている場合は、パワーコンディショナー一式として補助対象となります。

Q24 設備導入のうち、従前設備の撤去費・処分費は補助の対象となるのか。

A24 補助対象として認められる増設や買替(リプレース)の場合に生じる従前設備の撤去費・処分費は補助対象となります。

Q25 設備導入のうち、一般送配電事業者への接続検討申し込みに係る費用は補助の対象となるのか。

A25 一般送配電事業者への接続検討申し込みに係る費用は補助対象外となります。

IV 補助手続き

Q1 補助を受けるためには、どのような手続きをする必要があるのか。

A1 加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金交付申請書(様式第 1 号)にその他必要な書類を添えて市役所等に提出してください。申請時に必要な書類はホームページに掲載しておりますの

で、そちらをご覧ください。

Q2 申請書はどこで入手できるのか。

A2 ホームページからダウンロードしてください。市役所新館7階環境政策課の窓口でも配布しています。

Q3 オンラインでの手続きは可能か。

A3 できません。窓口か郵送で手続きしてください。なお、郵送時の郵送料(不備がある場合の返送料含む)は自己負担となります。

Q4 申請の受付はどのような方法で実施されるのか。

A4 受付は先着順です。予算額を超える申請があった場合、予算額を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定し、必要に応じて一定数補欠の申請を受け付けます。
なお、同日の申請は受付時刻に関わらず、すべて同着として扱います。

Q5 郵送による申請書の提出期限は消印有効か。

A5 必着が有効です。

Q6 市民センターに申請書を提出できるか。

A6 可能です。ただし、市民センターでは書類の取り次ぎのみとなり、書類の確認は行いません。環境政策課へご提出いただくと、その場で書類の確認を行いますので、申請手続きがスムーズに進みます。

Q7 導入する設備の仕様及び設置場所が分かる資料とは、どのような資料を想定しているか。

A7 導入する設備の仕様が分かる資料⇒商品カタログ等(商品の仕様ページ等)

設置場所が分かる資料⇒太陽光モジュールは配置図、写真等

⇒パワーコンディショナーは位置図(平面図)、写真等

⇒発電量の計測及び記録機器等は位置図(平面図)、写真等

Q8 発電量の計測及び記録機器等とは、どのような機器か。

A8 太陽光発電の発電量や発電した電力の自家消費量などを確認、記録できる機器で一般的に「太陽光発電モニター」と呼ばれている機器です。

Q9 系統連系承諾書及び発電量調整供給契約申込書又は電力受給契約確認書のいずれか一方の写しの提出とあるが、詳細を知りたい。

A9 電力受給契約(非 FIT 売電を行う場合)の内容を確認するために、「系統連系承諾書+発電量調整供給契約申込書」又は「電力受給契約確認書」のいずれか一方の提出を求めています。

【系統連系承諾書と発電量調整供給契約申込書を提出する場合】

次の①-1と①-2の書類の提出が必要です。

①-1 系統連系承諾書

具体的な書類名の例:『発電設備の当社電力系統への連系に対するご案内』

①-2 発電量調整供給契約申込書

具体的な書類名の例:『「発電量調整供給契約申込書」または「系統連系申込書」(低圧)』

※①-1「系統連系承諾書」、①-2「発電量調整供給契約申込書」はどちらも関西電力送配電等の送配電事業者が発行します。詳しい手続きは、施工事業者や送配電事業者へご確認ください。

【電力受給契約確認書を提出する場合】

②電力受給契約確認書

具体的な書類名の例：『電力受給契約のお知らせ』

※②「電力受給契約確認書」は、小売電気事業者が発行します。詳しい手続きは、施工事業者や小売電気事業者へご確認ください。

【発電量調整供給契約申込書と系統連系承諾書の入手方法】

関西電力送配電ホームページ(TOP > 各種お手続き > 託送供給に関するお手続き > インターネット低圧託送工事申込(たくそう君))をご確認ください。

Q10 補助金の手続きの委任において、委任状に手続代行者の押印は必要か。

A10 不要です。ただし、委任者の署名又は記名押印が必要です。

Q11 「交付決定通知書」を手続代行者に送付してもらえるか。

A11 手続代行者へは送付はできません。申請者本人にのみ送付しますので、通知書が届かない場合はお問合せください。

Q12 交付決定後に補助事業の内容を変更する場合、変更申請が必要だが、変更申請が必要な変更とはどのようなものか。

A12 見積額の変更、施工業者の変更、導入予定設備のメーカー変更、交付申請額算出に用いる出力の変更、事業完了予定日の年度をまたぐ変更、その他交付申請額が変更となるものを想定しております。あくまで一例ですので、補助事業の内容変更が見込まれる場合は環境政策課へご相談ください。変更申請無く、契約後に内容の変更を行った場合、補助ができないことがあります。

また、変更することによる補助金額の上限は、既に交付決定を受けている補助額となります。

Q13 導入した対象設備の写真は、どのようなものが必要か。

A13 太陽光モジュール、パワーコンディショナー、発電量の計測及び記録機器等の設置状況及び型番がわかる写真が必要です。また、次の点に注意し、撮影してください。

- ・太陽光モジュールの配置や枚数が確認できるよう、すべての屋根面の写真を撮影してください。
- ・太陽光モジュールに表示されている型番も撮影してください(太陽光モジュールの裏面に型番が記載されていることがあるため、設置前に忘れないよう撮影をしてください。)

Q14 契約書がない場合、どうすればいいか。

A14 契約書に類する資料の写しを提出してください。

Q15 領収書がない場合、どうすればいいか。

A15 振込明細書など、支払ったことがわかる書類を提出してください。

Q16 領収書の宛名が、申請者ではなく、妻の名前で発行された場合どうすればいいか。

【例】申請者は夫だが、支払いを妻のクレジットカードで行ったため、領収書の宛名が妻の名前で発行された。

A16 環境政策課へお問い合わせください。

Q17 領収書は「太陽光パネル、蓄電池一式」として総額のみが記載されているが、他に添付が必要か。

A17 領収書に加え、総額の内訳(太陽光発電設備分)がわかる資料を追加でご提出ください。

Q18 市内で事業を営む、又は営む予定であることが確認できる書類とは、どのような書類か。

A18 公共料金の請求書又は領収書、賃貸契約書、登記事項証明書、官公庁などからの交付文書、会社等のホームページなど、名称及び住所が記載されたもののコピーを添付してください。

Q19 補助事業者名と振込口座名は同じでなくてもいいか。

A19 同じにしてください。ただし、口座の名義人が代表者ではなく、例えば経理担当者等になっている場合は、事前に環境政策課までご連絡ください。

Q20 「振込先が確認できる書類」は何を提出すればいいか。

A20 金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義が記載されているページ等のコピーを提出してください。

Q21 申請書等は、鉛筆や消せるボールペンで記入してもよいか？

A21 必ず黒色ボールペン(消せないタイプ)でご記入ください。

V 財産処分・補助金の返還等

Q1 対象設備の法定耐用年数は何年か。

A1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)をご参照ください。

Q2 本補助金によって導入した設備を法定耐用年数までに処分する場合は、どのような手続きが必要となるか。

A2 加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金取得財産処分申請書(様式第13号)を提出してください。

Q3 法定耐用年数期間内に補助金の交付を受けて設置した設備の処分を行いたいが、補助金はいくら返還する必要があるのか。

A3 財産処分の種類や経過年数等により、返還する額は変わります。なお、返還額は、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知)に基づき算定します。

Q4 自然災害等により、補助金の交付を受けた設備を処分することになったが、補助金を返還する必要があるのか。

A4 補助を受けた方の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金返還を免除となる場合がありますので、環境政策課までご連絡ください。

Q5 導入した設備により、相当の収益が発生した場合、補助金の返還が必要となるのか。

A5 非営利法人や個人事業主においては、原則、補助金の返還は不要です。営利法人においては、事業完了後5年間について、原則、以下の計算式に該当する場合は、返還が必要となります。

【計算式】

収益額(補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計)－補助対象経費 > 0

※通常の設備運用において相当の収益が生じるケースは想定しにくいため、返還を求めるケースは極めて限定的であると考えています。

VI その他

Q1 補助金の交付を受けた場合、税金はかかるのか。

A1 本補助金は原則、課税対象となります。具体的な申告やご不明な場合は、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)をご活用ください。

※ご不明な点がありましたら、環境政策課までお問合せください。

○問合せ先

加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)

電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569

電子メール:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp